

令和7年度

教育行政執行方針

湧別町教育委員会

令和7年第1回湧別町議会定例会の開会にあたり、教育委員会の所管行政に関する主要な方針を申し上げます。

急速に変化する社会、また予想が難しい将来に立ち向かっていくためには、子どもたちは自ら考え、判断し行動できる「生きる力」を身に付ける必要があります。児童生徒の個々の可能性を引き出し、能力を磨くと同時に他者と関わり、互いに協力しながら学び合い成長していくことが大切です。

また、子どもから高齢者まで生涯にわたって教育活動が継続できる環境を整備していく必要があります。全ての町民が喜びを感じながら継続的に学べる機会を提供していくことが重要であります。

教育委員会といたしましては、学校教育の柱を「知」・「情」・「意」・「体」・「郷土」と定めて、子どもたちに、確かな学力、豊かな人間性、自らを律する心、健康と体力、郷土を愛し守る心をバランスよく育ててまいります。

社会教育にあっては、基本理念を「ふるさとを知り、ふるさと

を好きになり、ふるさとを守り育てる」と定め、町民一人ひとりが、心の豊かさや生きがいをもち生活するために、いつでも、どこでも、だれもが学ぶことのできる生涯学習社会の実現に努めてまいります。

このような考えのもと、湧別町の教育目標を

- 1 社会に参画できる実践的な能力をはぐくむ
- 2 自他を尊重し、ともに支える豊かな心をはぐくむ
- 3 自らを律し、自ら行動する積極的な心をはぐくむ
- 4 健やかな体と生命を尊ぶ心をはぐくむ
- 5 自然・環境を守り、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度をはぐくむ

5つの教育目標を制定し、令和7年度に取り組む重点施策について申し上げます。

第一は、「小中一貫教育の推進について」であります。

今年の本町全ての学校が義務教育学校になる初めての年になります。湧別町の新しい教育を創造する節目の年として、互いに連携を図りつつ、それぞれの学校の特色を活かした学校づくりを推進し、教職員が一丸となって9年間の学びに責任を持つ学校づくりを進めてまいります。

小中一貫教育を進めるうえで、子ども同士が理解し合い、頼り合えるなどお互いに安心できる人間関係を築ける学校づくりが重要であります。「一人残らず全ての子どもの学ぶ権利を保障する」「どの子どもも安心して学ぶことができる環境を創る」という理念に基づき、全ての教職員が9年間の全体像を把握し、互いに協力しながら学習指導や生徒指導などの教育活動に取り組みながら子どもたちを守り育てる「学校づくり」を行ってまいります。

また、幼児期から前期課程へ学びを接続することも重要であります。幼保小期間の教育の充実のため、こども園や保育所と互いに連携と交流が図れるよう検討してまいります。

第二は、「学力向上の取り組みについて」であります。

昨年度の本町の全国学力・学習状況調査での平均正答率は、小学校が全国平均と概ね同等程度であります。中学校では全国平均に比べ低い状況にあるものの、これまで各学校において取り組んでいる「学び合いのある学び」が一定程度の成果を見せております。本年は基礎学力の定着や思考・判断・表現力を養うため、主体的・対話的で深い学びの授業に取り組み、湧別町全体の学力向上を図ってまいります。

また、北海道大学大学院教育学研究院の支援により取り組んでまいりました「学びの共同体」の授業スタイルを全ての義務教育学校で取り入れ、「湧別町学校力向上プラン」をより一層推進していくとともに「湧別町型学び合いのある学び」を充実させ、子ども誰一人もひとりにせず、どの子どもも安心して学ぶことができる学校づくりに取り組んでまいります。

第三は、「ICT教育について」であります。

現在GIGAスクール構想により整備された1人1台端末を

使った学習は日常のこととなり、児童生徒は他の文房具と同じようにタブレットを使いこなしております。タブレットを活用することで、学習がより一層充実するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現し、全ての子どもたちの可能性を引き出すための基本的ツールとなるよう、引き続き活用を推進してまいります。

また、デジタル教科書や Google Workspace などをタブレットで活用することにより、より深い学びや話し合い学び合いを促進し、子どもたちにとって最適な学習環境が実現するよう努めてまいります。

第四は、「安全・安心な学校づくりについて」であります。

感染症やさまざまな理由により、児童生徒が通常の教育活動を行えなくなった場合でも、オンライン授業やタブレットの持ち帰りを行い、子どもたちの学びを確実に保障し学びを止めない対策を行ってまいります。

暑さ対策については上湧別学園が開校することにより、町内全ての学校にエアコンが設置されますので、安全安心な教育環

境のもと子どもたちの健康を守る体制を整備してまいります。

登下校の安全確保については、「湧別町通学路交通安全プログラム」に基づき、危険個所の早期発見、点検を実施するとともに、自転車通学者にはヘルメット着用を義務付けるなど、児童生徒の交通安全に努めてまいります。

第五は、「豊かな心と健やかな体の育成について」であります。

子どもたちが互いの良さを認め、話し合い聞き合うことにより他者の意見や立場を理解し認め、社会の一員として心豊かに成長できるよう、指導の充実を図ってまいります。

いじめについては、決して許されない行為であるとともに、どの児童生徒にも起こりうるものであることを十分認識し、児童・生徒、保護者及び教職員に対し定期的なアンケート調査を行うなど、積極的認知に努め、早期発見と素早い対応を行うことで、児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭や関係機関と連携して取り組んでまいります。

不登校については、日頃より児童生徒を注意深く見守りなが

ら教育相談の体制を強化し、家庭や関係機関と連携を図り早期解決に努めてまいります。また、子ども一人ひとりが、「学校に行きたい」「みんなと過ごしたい」と思えるような、より良い集団を作るため、教職員による「居場所づくり」と、教職員、子どもによる「絆づくり」に努め、安心して学校生活を送れるよう努めてまいります。

第六は、「特別支援教育について」であります。

インクルーシブ教育の理念を基に、支援を必要とする児童生徒個々に応じた支援を行うため、本年度は通級指導教室を上湧別学園にも設置し、ゆうべつ学園と上湧別学園の2校で開設するとともに、芭露学園についてはゆうべつ学園から教員が巡回して通級指導を実施してまいります。

また、特別支援教育支援員を増員し、児童が安全で安心して学校生活を送れるよう環境を整えるとともに、手厚く細やかな支援を行ってまいります。

第七は、「中高一貫教育について」であります。

「地域の子は地域で育てる」の理念のもと、生徒たちが6年間を通して生き生きと学ぶためにこれまでも中高一貫教育を推進してまいりました。

しかし、教育環境の変化や湧別高校への進学率の低迷などにより、昨年度より連携の柱を「主体的・対話的な教科学習」「地域と連携した探求的活動」に改めて、深い学びや地域参画力を養い、問題解決能力を身に付けるための取り組みを行っております。本年度は、町内全ての学校が義務教育学校となりますが、この取り組みを継続し、新たな義務教育学校と高等学校との一貫教育を推進してまいります。

第八は、「北海道湧別高等学校への支援について」であります。

湧別高校の魅力化と入学者数の増加を図るため、「北海道湧別高等学校存続対策事業」を継続して実施してまいります。湧別高校で取り組んでおります探究活動「未来計画」や生徒会活動をはじめ、学力向上推進事業への支援を継続して行ってまいります。

また、本年度は新たに生徒の全国募集事業「みらい留学」へ体験入学する参加者への交通費の支援を行ってまいります。

第九は、「国際理解教育の推進について」であります。

全ての学校において外国語指導助手の派遣回数を増やし、生きた英語や異文化を学ぶ授業を支援するほか、引き続き「英検チャレンジ事業」を実施して英語検定資格の取得を目指してまいります。

国際交流活動については、友好都市であるカナダ・ホワイトコート町及びニュージーランド・セルウィン町との交換留学事業を継続して行い、相互交流事業については、ニュージーランドへの派遣を実施いたします。また本年度は、7年ぶりにカナダ・ホワイトコート町から生徒とその保護者からなる訪問団が来町する予定であります。中高生はもちろんのこと多くの町民の方々が異文化に触れ、交流ができる事業や歓迎夕食会などを催し、両町のさらなる友好交流の発展に努めてまいります。

第十は、「学校給食センターの運営について」であります。

学校給食については、施設内の衛生管理を徹底し、地場産や北海道産の食材を優先的に使用した栄養バランスの優れた給食を提供してまいります。

また、食育については、食の大切さや食に関する正しい知識と食習慣を身に付けるための栄養教諭による指導を行ってまいります。

本年度の給食費については、賄材料費の高騰が続いておりますが、昨年同額に据え置きとし 1 食当たり前期課程 2 4 7 円、後期課程 2 8 5 円で提供してまいります。

施設整備については、厨房の床改修工事、空調設備改修工事を実施し、安定した給食の提供に努めてまいります。

第十一は、「社会教育の振興について」であります。

「第 3 次湧別町社会教育中期計画」で定めた基本理念「人、自然、ふるさとから学び、地域と共に生きる」に基づき、子どもから高齢者までの全ての町民が心身ともに健やかで充実した生活を営めるよう、それぞれのライフステージに応じた取り組みを

進めてまいります。

家庭教育については、全ての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担っております。

これまで、家庭教育についての学習機会の場として「家庭教育研修会」を開催しておりますが、近年では地域とのつながりや人間関係の希薄化により、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまう家庭が少なくありません。

このため、子育て世代包括支援センターと連携を密にし、家庭教育や子育てに関する情報提供や気軽に相談できる体制づくりに努めるとともに、「家庭教育研修会」が学習機会の場としてだけでなく、保護者同士のネットワークが広がるような研修会になるよう努めてまいります。

また、親子で参加できる体験学習などの実施にも努めてまいります。

青少年教育については、次代を担う全ての子どもたちが心身ともに心豊かに成長することは、いつの時代においても変わる

ことのない願いであります。

このため、小学生を対象に実施しております「児童宿泊研修会」や「リーダー研修会」などの自然体験や集団生活体験を通して健全な生活習慣を身に付ける機会を提供するとともに、青少年指導センターと連携し、「ミニバレーボール大会」や「フットボール交流会」など、子どもたちの全町的な交流機会の提供に努めてまいります。また、中高生リーダーの養成と活用にも努めてまいります。

さらに、友好都市である新篠津村との交流事業は、本年度は新篠津村を舞台に開催し、友好と交流の輪を広げてまいります。

青年団体協議会は、各種イベントへの参加協力など地域に根ざした活動を積極的に展開しておりますので、今後も自主性を尊重しながら活動の支援に努めてまいります。

成人教育については、興味関心が多様化する世代であることから、幅広い学習ニーズに応える学習機会の提供と、学習意欲を喚起することが必要でありますので、成人期に求められるニーズや今日的課題に応じた学習機会の提供に努めてまいります。

町民有志により実行委員会を組織し開催しております「町民

大学」については、貴重な学びの場を提供いただいておりますので、引き続きその活動支援に努めてまいります。

また、町民自ら企画実施する自主事業についても、生涯学習振興奨励事業補助金により町民の自主的・自発的な学習活動を支援してまいります。

高齢者教育については、誰もが生涯を通じて学び、豊かな知識・技術・経験を生かせる学習活動の場として、「チューリップ生きがい大学」やアクティブシニアをターゲットにした「シニア短期大学事業」を提供し、高齢者の「生きがい」と「仲間づくり」につながる学びの場を支援してまいります。

社会教育施設については、生涯学習活動の拠点として必要不可欠なものでありますので、町民が安全・安心かつ快適に各施設を利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

本年度は、文化センターTOMの外壁改修のほか、湧別プールの鉄骨塗装などを行います。

第十二は、「スポーツの振興について」であります。

スポーツ活動は、誰もが心身ともに健康で充実した生活を送り、活力ある健全な社会を形成するために大きな役割を担っております。

このことから、本年度においても体育協会をはじめスポーツ少年団や自治会などと連携し、年齢層に応じたスポーツ教室や大会を開催し、生涯にわたってスポーツに親しむ機会の拡充に努めてまいります。

運動指導職員による運動・トレーニング教室については、町民ニーズを踏まえ指導回数を増やすとともに、定期的に運動指導・運動相談を行うことで町民の運動不足の解消と、福祉課と連携した運動教室の指導にも努めてまいります。

令和5年度に締結したレバンガ北海道との包括連携協定に基づき、本年度からスポーツ少年団、義務教育学校及び高校のバスケットボール部を対象にレバンガ北海道のアカデミーコーチを年間通して招へいし指導してもらうことで、選手のスキル向上とスポーツの楽しさを実感できる取り組みを進めてまいります。

「チャレンジデー」については、これまで運動・スポーツ、健康づくりの習慣化、きっかけづくりを目的に取り組んできました

たが、多くの町民に参加していただけるよう内容の充実に努めてまいります。

スポーツ大会の開催や合宿を誘致することは、スポーツの普及や振興だけでなく交流人口の増加や経済効果など、地域の活性化につながることを期待されますので、本年度も「サロマ湖100kmウルトラマラソン」や「上野カップ少年柔道大会」を開催するとともに、合宿の誘致にも取り組んでまいります。

第十三は、「芸術文化の振興について」であります。

町民が潤いと豊かさに満ちた人生を送るためにも、芸術文化が日常生活の中で身近な存在であることが大切です。

このため、子どもから大人まで幅広い年代に対して優れた芸術文化に触れる機会を提供するとともに、「良いもの見よう聞こう会」などの町民有志団体が企画する芸術鑑賞会に対して支援してまいります。

個人の文化活動については、各講座への参加の周知・啓発と文化連盟をはじめとする文化サークル活動に対して継続的に支援しながら、町民が芸術や文化に触れる機会を創出してまいります。

す。

また、文化センターさざ波には、展示専用のギャラリーがありますので、創作活動の発表機会の場として多くの町民に活用してもらおうPRにも努めてまいります。

第十四は、「部活動の地域移行について」であります。

「部活動の地域移行」については、令和6年度に実施した児童・生徒、保護者及び教員への意向調査の結果、7割が休日の地域移行には賛成しているものの、指導者などの人材確保や指導体制について問題意識が高い傾向にあります。

そのため、関係団体や地域人材との連携のもと、意向調査や種目ごとの実情を踏まえ、令和8年度より休日における部活動の地域移行に向けて、引き続き「湧別町部活動地域移行検討委員会」において検討を進めるとともに、教員の部活動指導を補完する部活動指導員の確保に努めてまいります。

第十五は、「博物館及び文化財保護活動について」であります。

ふるさと館 J R Y・郷土館については、収蔵資料の整理を進め、適正な保存に努めてまいります。また、資料や遺跡を活用した学校教育との連携による博物館学習を継続し、子どもたちが歴史文化に触れる機会を提供してまいります。

文化財については、遺跡を保護し、次世代に伝えていく必要があります。

平成30年度より実施してきた北海道指定史跡「シブノツナイ 竪穴住居跡」の調査は、現地での発掘作業が終了しましたので、総括報告書を作成いたします。内容については、調査検討委員会、文化庁などから意見を聞いて進めてまいります。

第十六は、「図書館活動の振興について」であります。

図書館については、学習活動の重要な拠点であります。そのため、本の購入、展示、質問への対応などの図書館機能の充実に努めてまいります。

子どもの読書機会を増やすため、ブックスタート事業、学校図書支援、移動図書館車運行、さらには各ボランティアとの協働に

よる読み聞かせ会などの読書機会の提供を行い、読書普及活動の推進に努めてまいります。

また、図書館システムの安定的運用のため、機材とシステムの更新を行います。

以上、令和7年度の教育委員会の所管行政に関する執行方針を申し上げました。

教育委員会では、町民が生涯学びつづける環境づくりのため、職員一丸となり教育振興に取り組みますので、町民の皆さま及び議員並びに教育関係者のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。